

2007 年第 51 號法律公告**《2007 年道路交通 (公共服務車輛)
(修訂) 規例》**

(由環境運輸及工務局局長根據《道路交通條例》(第 374 章) 第 7 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2007 年 5 月 19 日起實施。

2. 客運營業證證明書及字牌

《道路交通 (公共服務車輛) 規例》(第 374 章, 附屬法例 D) 第 12(2) 條現予修訂, 磨除“，由發出日期起計，”。

環境運輸及工務局局長
廖秀冬

2007 年 3 月 20 日

註 釋

本規例修訂《道路交通 (公共服務車輛) 規例》(第 374 章, 附屬法例 D), 以取消客運營業證證明書只可自發出日期起生效的規定。